二　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

第十五条第一項第三号中「浸水想定区域」の下に「（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」を加え、同号イ中「施設」の下に「（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）」を、「の洪水時」の下に「、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」を加え、「及び洪水時」を「及び洪水時等」に改め、同号ロ中「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に」を「社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として」に、「洪水時」を「洪水時等」に改め、同号ハ中「洪水時」を「洪水時等」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三　災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

第十五条第一項に次の一号を加える。

五　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第十五条第二項中「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同項第一号中「前項第三号イ」を「前項第四号イ」に改め、「掲げる施設」の下に「（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）」を加え、「次条第七項」を「次条第九項」に改め、同項第二号中「前項第三号ロ」を「前項第四号ロ」に改め、同項第三号中「前項第三号ハ」を「前項第四号ハ」に改め、同条第三項中「住民」の下に「、滞在者その他の者」を加える。

第十五条の二第一項中「洪水時等」を「洪水時等」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「洪水時」を「洪水時等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第一項の地下街等」の下に「（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「洪水時」を「洪水時等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「洪水時」を「洪水時等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「洪水時」を「洪水時等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

第十五条の二第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

第十五条の三第一項及び第十五条の四第一項中「洪水時」を「洪水時等」に改める。

第十五条の五中「及び第三項」を「及び第五項」に改める。

第二十八条第一項中「運搬用機器」の下に「若しくは排水用機器」を加える。

第二十九条及び第三十二条第一項中「洪水」の下に「、雨水出水」を加える。

第三十三条第四項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

（下水道法の一部改正）

第二条　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　公共下水道（第三条―第二十五条）」を「第二章　公共下水道
第一節　公共下水道の管理等（第三条―第二十五条）
第二節　浸水被害対策区域における特別の措置（第二十五条の二―第二十五条の十）」に、「第二十五条の二―第二十五条の十」を「第二十五条の十―第二十五条の十八」に改める。

第二条第二号中「屎尿浄化槽」を「屎尿浄化槽」に改め、「ポンプ施設」の下に「、貯留施設」を加え、同条に次の一号を加える。

九　浸水被害　排水区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合において排水施設に当該雨水を排除できないこと又は排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる浸水により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

第二章中第三条の前に次の節名を付する。

第一節　公共下水道の管理等

第十二条の二第二項中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

第十四条第一項中「第二十五条の七第二項」を「第二十五条の十五第二項」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（災害時維持修繕協定の締結）

第十五条の二　公共下水道管理者は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため災害の発生時において公共下水道管理者以外の者が公共下水道の施設の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができることをあらかじめ定めておく必要があると認めるときは、その管理する公共下水道について、公共下水道の施設の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者（第二号において「災害時維持修繕実施者」という。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下「災害時維持修繕協定」という。）を締結することができる。

一　災害時維持修繕協定の目的となる公共下水道の施設（以下「協定下水道施設」という。）

二　災害時維持修繕実施者が公共下水道の施設の損傷の程度その他の公共下水道の状況に応じて行う協定下水道施設の維持又は修繕に関する工事の内容

三　前号の協定下水道施設の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法

四　災害時維持修繕協定の有効期間

五　災害時維持修繕協定に違反した場合の措置

六　その他必要な事項

第十六条中「者は」の下に「、前二条の規定による場合のほか」を加える。

第二十一条の二第二項中「、再生利用」を削り、「減量に」の下に「努めるとともに、発生汚泥等が燃料又は肥料として再生利用されるよう」を加える。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（水防管理団体が行う水防への協力）

第二十三条の二　公共下水道管理者は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第七条第四項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七条第三項に規定する同意をした同法第二条第六項に規定する水防計画（以下「同意水防計画」という。）に公共下水道管理者の協力が必要な事項が定められたときは、当該同意水防計画に基づき水防管理団体（同条第二項に規定する水防管理団体をいう。）が行う水防に協力するものとする。

第二十四条第三項を次のように改める。

3　公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分には、次に掲げる場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

一　排水施設を固着して設けるとき。

二　あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設けるとき。

三　次に掲げる物件その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又は当該部分を横断し、若しくは縦断して設けるとき。

イ　同意水防計画で定める水防管理者（水防法第二条第三項に規定する水防管理者をいう。）又は量水標管理者（同法第十条第三項に規定する量水標管理者をいう。）が設置する量水標等（同法第二条第七項に規定する量水標等をいう。）

ロ　国、地方公共団体、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者その他政令で定める者が設置する電線

ハ　国、地方公共団体、熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者その他政令で定める者が設置する下水を熱源とする熱を利用するための熱交換器